

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 自然保護課 | 整理番号 | 2-7 |
|-----------------------|--|-------|------|-----|
| 処分の種類 | 認定保護回復事業計画に係る取消措置 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 長野県希少野生動植物保護条例第34条第3項 | | | |
| 処分の概要 | 知事は、第32条第3項の認定を受けた保護回復事業が第31条第1項の保護回復事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護回復事業を行う者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (過去に処分事例がないため) | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |